

事業の発展・持続のための事業計画作成をお考えの事業者へ

経営計画作成セミナー開催のご案内

みやぎ仙台商工会では事業の発展・持続、販路拡大の支援として下記の通り経営計画作成セミナー及び個別相談会を開催いたします。

補助金申請時等にも必要な事業計画作成のため是非ご参加下さい！

■セミナー開催日時■

令和 2 年 8 月 24 日 (月) 13:30～15:30

■開催場所■

みやぎ仙台商工会 本所 研修室

セミナー・個別相談会
ともに参加費無料

■個別相談会■

経営計画作成まで事業所に職員 1 名が担当致します。

担当職員と共に専門家との個別相談会に参加していただくこととなりますので個別に日程の調整をさせていただきます。

■定員■

20名 先着順 会場では参加者同士の適正距離を考慮しますがマスク着用等のご協力をお願いします。

■講師■

よこお経営労務管理事務所

代表 横尾 徳仁 氏 (中小企業診断士、社会保険労務士)

■申込方法・締め切り■

裏面の申込書に必要事項を記入の上、FAXにて

8月20日(木)までお申し込み下さい。

■内容■

- ・経営計画作成の意義、立案の考え方・進め方
- ・経営環境分析、自社の事業構造分析
- ・補助金申請時の経営計画作成のポイント 他

経営計画作成セミナー参加申込書

令和2年 月 日

事業所名		業 種	
		従業員数 (パート除く)	
フリガナ 参加者 1		電話番号	
複数名 参加の場合 フリガナ 参加者 2		F A X	
住 所	〒 -		

経営計画作成個別相談会

開催予定日：8月31日（月）～9月2日（水） 午前9：30・午後1：30 開始

- 個別相談会は各枠2時間を予定しています。
- 相談会には担当職員が同席し計画作成をお手伝いいたします。
- 個別相談会の日程は担当指導員と調整の上決めていただきます。
- 経営計画の内容についての相談会になります。あらかじめたたき台となる計画書を作成の上ご参加頂きます。
- 日程については希望に沿えるよう調整致しますが、ご期待に沿えない場合もございますのでご了承下さい。
- 日程・時間については変更となる場合もございます。その際には担当の職員よりご連絡致します。

FAX送付先：022-375-7475

【以下をご確認のうえお申し込み下さい】

- ご記入頂いた個人情報につきましては、名簿作成などセミナー実施のために使用するほか、商工会からの各種情報提供に利用する場合がございます。

販路拡大をお考えの小規模事業者の皆様へ！

小規模事業者持続化補助金 公募のお知らせ

本補助金制度は経営計画に基づく販路開拓の取り組みに対し、50万～100万円（補助率2/3～3/4）を上限に補助するものとなります。複数の制度がありますので制度により補助上限・補助率は異なります。

＜対象となる取り組みの例＞

● 広告宣伝

新たな顧客層の取り込みを
狙ったチラシ作成・配布や
ホームページの作成

● 商品パッケージの変更

新たな市場を狙い、包装紙や
ラッピングのパッケージデザ
インを一新

● 店舗改装

幅広い年代層の集客を図る
ための店舗のユニバーサル
デザイン化

● 商談会・展示会への出展

新たな販路を求め、国内外の
商談会や展示会への出展

※本補助金は給付金ではありませんので審査があり不採択になる場合があります。補助事業遂行の際には自己負担が必要となり原則後払いです。

公募締切等

- 令和元年度補正予算＜一般型＞ 第3回受付
補助上限50万円（補助率2/3） ※特定条件で引上げあり
- 令和2年度補正予算＜コロナ特別対応型＞ 第4回受付
補助上限100万円（補助率2/3～3/4）
※特例事業者のみ補助上限150万円

公 募 締 切：2020年10月2日（金）

事業実施期間：2021年7月31日（土）まで

締切直前では書類の整備が間に合わない場合もありますので
お早めにご相談下さい。

公募要領等は、みやぎ仙台商工会ホームページに掲載しています。

(URL) <http://www.m-sensci.or.jp/>



みやぎ仙台商工会

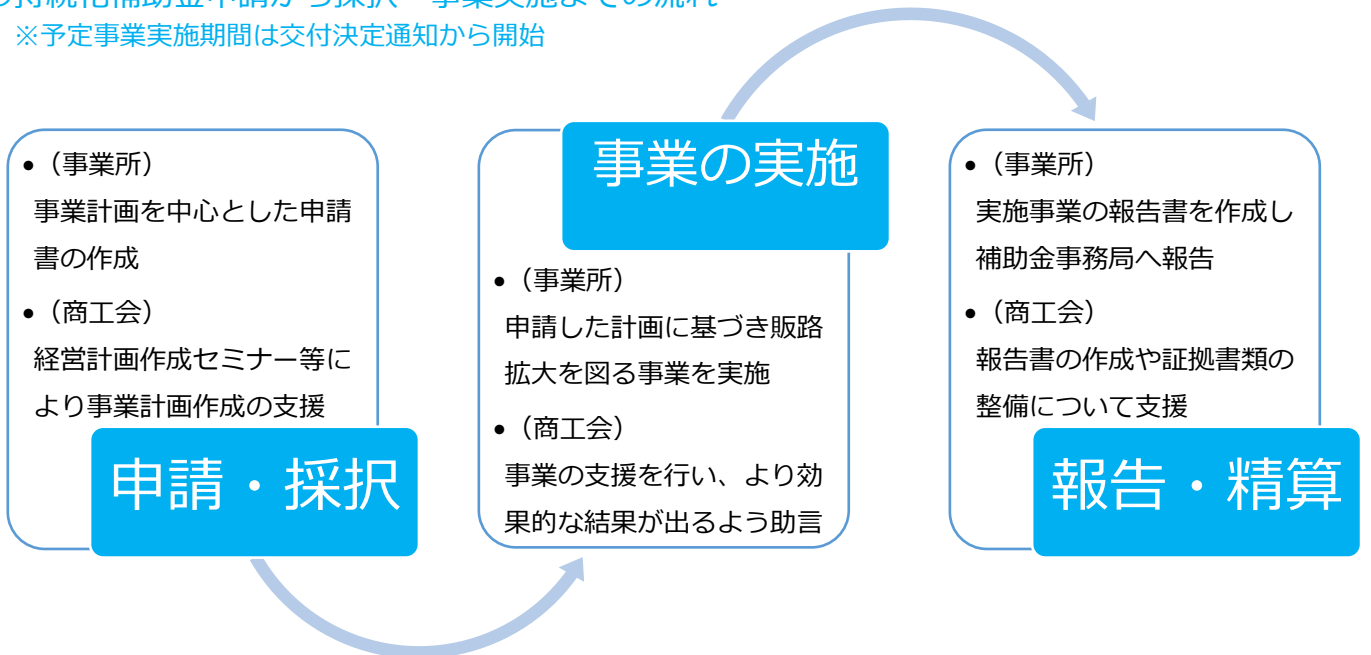
TEL:022-372-3545 FAX022-375-7475

対象者	商工会地区で事業を営む小規模事業者 ※小規模事業者とは… 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） 常時使用する従業員の数 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下
対象事業	策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること ※コロナ特別対応型では補助対象経費の1/6以上が以下のA~Cの要件に合致する投資であることが条件となります。 A:サプライチェーンの毀損への対応 B:非対面型ビジネスモデルへの転換 C:テレワーク環境の整備
対象経費	①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ②原則、交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費 ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 以上の①~③をみたく下記の費目 ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費
その他	<一般型> <コロナ特別対応型> とともに業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組を行う場合（事業再開枠）は定額補助・50万円（本体事業交付決定額を超えない範囲）を上乗せすることが出来ます。

※詳細は公募要領をご確認ください。

○持続化補助金申請から採択・事業実施までの流れ

※予定事業実施期間は交付決定通知から開始



報告書を提出し補助金事務局で事業の適正処理確認終了後、補助金が支払われます。詳細については商工会（TEL:372-3545）にお問い合わせください。